

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った、公文書非公開決定は妥当である。

ただし、非公開とした理由については、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第6条第1号、第3号及び第4号に該当とするのではなく、条例第28条又は第6条第4号に該当とすべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

異議申立人は、条例第11条第1項の規定に基づき、平成24年11月21日付けで実施機関に対し、「2012年9月30日に瑞浪市稲津町の障害者支援施設「陶技学園みずなみ荘」（以下「施設」という。）で起きた入所女性の死亡事故に関する報告書などの文書、事故後の県の対応に関する文書」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書として、下記6件の公文書（以下、(1)を「本件対象公文書1」と、(2)を「本件対象公文書2」と、(3)を「本件対象公文書3」と、(4)を「本件対象公文書4」と、(5)を「本件対象公文書5」と、(6)を「本件対象公文書6」とそれぞれいい、これらをまとめて「本件各対象公文書」という。）を特定した上で、平成24年12月21日付け障第989号により本件各対象公文書を公開しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

(1)平成24年10月16日付け障第681号「捜査関係資料の提出について（回答）」

(2)平成24年10月24日付け障第709号「捜査関係資料の提出について（回答）」

(3)平成24年10月24日付け障第710号「捜査関係資料の提出について（回答）」

(4)平成24年10月18日付け東振第506号の2「捜査関係事項照会書について（情報提供）」

(5)平成24年10月9日付け「陶技学園みずなみ荘における死亡事故事案に係る報告書等の提出について」

(6)平成24年11月16日付け「みずなみ荘利用者死亡事案についての中間報告」

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成24年12月25日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 非公開決定の判断は一様に機械的で、内容を精査した上での決定とは考えにくい。
- (2) 捜査に関わる文書はすべて公開できないのではなく、あくまで支障を及ぼすおそれがある場合に限られ、そのおそれも抽象的でなく、具体性がなければならない。
- (3) 本件請求は取材活動の一環で行われたものであり、取材活動を捜査妨害と捉えたような決定には強い違和感がある。
県民の知る権利を軽視し、また事故の再発防止に向けた報道機関の検証を妨げかねない。

第4 実施機関の主張

実施機関が、公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件各対象公文書について

本件各対象公文書は、平成24年9月30日に施設で起きた入所者の死亡事故に関する報告書等の6件の公文書である。

そのうち4件は、岐阜県警察から実施機関に対する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書及びこれに対する回答として提出した書類である。

残り2件は、施設から実施機関に対して提出された報告書である。

これらについても、本件公開請求後に、岐阜県警察から実施機関に対する捜査関係事項照会を受け、岐阜県警察に回答として提出した書類である。

2 条例第6条第4号の該当性について

本件各対象公文書は、岐阜県警察から実施機関に対する捜査関係事項照会書及びこれに対する回答として提出した書類である。

そして、実施機関としては、捜査において本件対象公文書中の情報がどの程度の重要性を有するか判断は不可能であり、捜査の進捗状況やそれに基づく情報の重要性の変化等についても知り得る立場にない以上、その判断がつかないまま、本件対象文書を公開することは、捜査の円滑な遂行等を妨げるおそれが高いといえる。

よって、本件各対象公文書を公開することにより、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、条例第6条第4号に該当し、非公開決定としたものである。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、本件対象公文書が条例第6条第4号に該当するという判断は一様に機械的で、内容を精査した上での決定とは考えにくい旨を主張する。

しかし、本件対象公文書は、岐阜県警察の捜査関係事項照会に関する書類であり、本件対象公文書に係る事故については、捜査中であることに鑑みて、上記2のとおり判断したものであり、異議申立人の主張を採用することができない。

- (2) 異議申立人は、公開されることにより、捜査に及ぼす支障に具体性がなければならない旨を主張する。

しかし、条例第6条第4号は、「おそれ」の存在それ自体ではなく、「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と定められていることから、異議申立人の主張には理由がない。

- (3) 異議申立人は、本件公開請求は取材活動の一環として行ったものであり、一様に捜査妨害ととらえたような本件処分には強い違和感を抱き、県民の知る権利を軽視したものであ

る旨を主張する。

しかし、条例は何人に対しても等しく公開請求権を認め、公開請求の理由や利用の目的等といった個別の事情を問うことなく、公文書の公開決定等を行うこととされている。

本件処分においても、公開請求の理由や利用の目的等の個別の事情を踏まえたものではなく、上記2のとおり判断したものであり、異議申立人の主張は容認できない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件各対象公文書について

審査会が見聞したところ、本件各対象公文書のうち本件対象公文書1ないし4は、刑訴法第197条第2項に基づく岐阜県警察から実施機関に対する捜査関係事項照会書及びこれに対する回答（以下「捜査関係事項照会書等」という。）として提出した書類であることが認められる。

また、本件対象公文書5及び6は、施設から実施機関に対して提出された事故に関する報告書であるが、本件公開請求がなされた後、本件処分の前に、岐阜県警察からの捜査関係事項照会に対する回答として提出されている書類であることが認められる。

2 条例等の定めについて

(1) 条例第6条第4号について

条例第6条第4号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非公開情報として規定している。

(2) 条例第28条について

条例第28条は、「この条例の規定は、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定が適用されないこととされたものについては、適用しない。」と規定している。

(3) 刑訴法第53条の2について

刑訴法第53条の2は、「訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の規定は、適用しない。」と規定している。

「訴訟に関する書類」について情報公開法の規定の適用を除外した趣旨は、これらの書類が典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続等に委ねることとしたものである。

そして、「訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、同法53条の訴訟記録に限られず、不提出記録及び不起訴記録もこれに該当し、刑訴法第197条第2項に基づく照会に対する回答書は捜査機関が被疑事件又は被告事件の捜査の過程で取得した文書である」（内閣府情報公開審査会答申。平成24年7月24日付け（平成24年度（行情）答申第130号）及び平成25年2月13日付け（平成24年度（行情）答申第435号）と解されている。

3 本件処分における条例等の該当性について

本件各対象公文書において適用される条項について、以下検討する。

(1) 本件対象公文書 1 ないし 4 について

捜査関係事項照会書等は、特定の事件に関して、捜査機関から実施機関に対してなされたものであることから、被疑事件又は被告事件に関して作成又は取得された文書ということができ、刑訴法第53条の2の訴訟に関する書類に該当すると認められる。

また、実施機関が保有する捜査関係事項照会書に対する回答として提出した文書の原本についても、捜査機関が捜査の過程で写し等を取得して保有するものであることから、その性質に何ら変わりはないと認められるので、訴訟に関する書類に含まれると解するのが相当である。

よって、本件対象公文書 1 ないし 4 については、訴訟に関する書類にあたることから、条例第28条に該当し、非公開が妥当である。

なお、本件対象公文書 1 ないし 4 には条例が適用されないことから、条例第6条第4号の該当性については判断しない。

(2) 本件対象公文書 5 及び 6 について

本件対象公文書 5 及び 6 の内容は、事故発生の報告書、死亡届、死体検案書、死亡した入所者に関する個別記録、事故発生時の対応に係る時系列記録、事故発生後の施設内部での会議録、警察からの事情聴取の概要記録等で構成されていることが確認できる。

これらの内容は、捜査機関による事件性の判断に関する資料となることは明らかである。

そうすると、捜査が終了していない本件処分の時点においては、公開により、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が判断したことについては、合理性があると認められる。

よって、本件対象公文書 5 及び 6 については、条例第6条第4号に該当し、非公開が妥当である。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は意見書で縷々主張するが、本件各対象公文書は非公開が妥当であることについては上記3のとおりであり、いずれも採用することができない。

5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成24年12月27日	・実施機関から諮問を受けた。
平成25年2月1日	・実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成25年2月4日	・異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成25年3月27日 (第116回審査会)	・諮問事案の審議を行った。
平成25年5月22日 (第117回審査会)	・諮問事案の審議を行った。 ・実施機関から口頭意見陳述を受けた。

平成25年7月3日
(第118回審査会)

・諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)